14 生徒心得

令和3年4月 1日より施行 令和4年4月 1日一部改正 令和4年4月25日一部改訂 令和4年7月 5日一部改訂

1 校内生活について

(1)制服

- ①制服は正しく着用する。 (A・B どちらを選択してもよい)
- ②制服を改造しない。改造した場合、新しく購入する。

ГАΊ

- ①冬季は、学校指定のブレザー・白カッターシャツ・ネクタイ・スラックスを着用する。 学校指定ベストの着用は任意とする。
- ②夏季は、学校指定の半袖オープンシャツ、または白カッター・ネクタイとスラックスを着用する。ただし半袖オープンシャツ着用時には、ベストを着用しない。

[B]

- ①冬季は、学校指定のブレザー・長袖ブラウス・スカートを着用する。学校指定ベストの着用は任意とし、着用時にはブレザーを脱いでもよい。希望する場合、スカートの代わりに学校指定のスラックスを着用してもよい。
- ②夏季は、学校指定の半袖オープンシャツまたは長袖ブラウス・ベストと、スカートを 着用する。ただし半袖オープンシャツ着用時には、ベストを着用しない。
- ③スカートの丈は、購入時の長さを基準とする。

(2) 更衣

- ①6月1日・10月1日とする。(前後2週間の移行期間あり。)
- ②冬服の着用 10月1日~翌年5月31日とする。
- ③夏服の着用 6月1日~9月30日とする。

(3) 「靴・靴下

- ①靴は、高校生として通学に適したものとする。
- ②運動靴、黒または茶色の革靴を標準とする。
- ③靴下の色は、白・紺・黒とする。また、ソックス(ワンポイント可・長さは膝下 1/3 まで)とし、冬季においては、ベージュ・黒のストッキングやタイツを使用してもよい。レッグウォーマーは禁止する。

(4) 防寒着

- ①ブレザーの上に着用する場合、華美でないものとする。
- ②ブレザーの内に着用する場合、学校指定のベストとする。

(5) 頭髪・その他

- ①頭髪は高校生らしく、清潔さを保ち、清楚な髪型とする。
 - A 奇抜な髪型・パーマ・カール・脱色・染色・変色・つけ毛等は禁止する。
 - B 他人に不快感を与えぬよう、見苦しくない長さを保つようにする。
 - C 授業(実習等)に支障がないようにする。
- ②装飾品(ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレット)は禁止する。
- ③化粧(口紅・マニキュア・着色リップ・アイプチ等を含む)、カラーコンタクトは禁止する。
- ④眉毛を加工しない。

(6) 通学

- ①登下校では交通マナーを守り、交通安全に努める。特に自転車の安全走行に心がける。
- ②自転車を通学に利用する場合は、各キャンパスの自転車通学規定に従う。(申請用紙等は、入学時に生徒指導部から配付する。)

- ③自動車での送り迎えは、保護者、家族以外禁止とし、校内の乗り入れについては各キャンパスの規定に従う。
- ④岐阜県では、高校生の四ない運動を推進している。「二・四輪車の免許を取らない」「車を買わない」「車に乗らない」「他人の車に乗せてもらわない」ようにする。

(7) その他

- ①校舎内外の整理整頓を常に心がける。 (器具・個人ロッカー・下足・机上など)
- ②高額な金銭や貴重品を持ってこない。持参した場合、各自でしっかり管理する。また 貴重品袋等を利用する。
- ③スマートフォンは各自での管理とする。ただし、授業中は電源を切るかマナーモード にして授業や他の生徒の迷惑にならないようにすること。
- ④教科書・傘等の私物には記名し、管理をしっかりする。

2 校外生活について

(1) 外出

①不健全な飲食店等、高校生としてふさわしくないところには出入りしない。

(2) アルバイト

- (1) アルバイトは、学校生活において、保護者の経済的負担の軽減をはかるとともに、将来の勤労観の育成を目的とする。
- (2) 長期休業及び土・日・祝祭日において、アルバイトを希望する場合は、アルバイト 説明会に参加し学校へ届け出る。上記期間以外のアルバイトは認めない。特別な事情 により、上記期間以外に行う場合は、相談の上、必ず所定の手 続きをする。
- (3) 学業成績が不振な場合は認めない。
- (4) 「アルバイト届」には、保護者の同意、アルバイト先(雇用主)の確認、クラス担任・部顧問・生徒指導部の承認を必要とする。
- (5) 就業時間は、休業中の午前8時から午後8時までのうち8時間以内とする。 また、長期の休業期間中のアルバイトの日数は、期間内の半数以下とする。 1年生は、学校生活への適応を最優先とし、夏季休業から届け出を受け付ける。
- (6) 次のような仕事に従事することは、労働基準法等に触れるため禁止とする。
 - ・遊興的接客業 ・宿泊を伴う仕事 ・危険を伴う仕事
 - ・夜間の仕事、及び午後8時以降に及ぶ仕事
 - ・自動車、又は二輪車等を使用する仕事、及びそれらに同乗する仕事
 - ・その他校長が好ましくないと判断したもの

3 その他

- ①携帯電話は節度ある使用に心がけ、有害情報には接触しない。また、他人を誹謗中傷しない。※フィルタリングサービスの利用と、家庭でのルールづくりに努めることは、 岐阜県の条例により義務づけられている。
- ②校内で、新聞・ポスター・パンフレット・入場券などの発行・掲示・配布・販売を行う場合は届出をする。

4 生徒心得の改定について

(1) 「生徒心得検討委員会」の設置

生徒心得の改定、または関係する事案を検討する「生徒心得検討委員会」を設置する。

(2)会議の目的

生徒心得について、生徒、保護者、同窓会、職員といった本校に関係する代表が議論し、改定案 、改善策について検討することで、飛騨高山高等学校のさらなる発展を目指す。

(3) 構成

議長は教頭とし、議決権は持たない。校長は含まず、下記の22名とする。

生徒会 4名 両キャンパス会長、副会長

学校運営協議会 2名 協議会の中から2名

同窓会 2名 会長、副会長を原則とするが、会長の指名により変更可

保護者 4名 育友会会長を含む育友会役員で男女各2名とする。

職員 10名 年齢構成についても考慮し、各キャンパスから各3名と両キャンパス

生徒指導主事、特別活動部長(担当)の4名。

(4) 手順

「生徒心得検討会議」の開催は不定期とし、下記の場合に開催する。下記以外の開催については 学校長の判断とする。

①生徒からの提案 統一生徒議会の承認を得たもの

②同窓会からの提案 同窓会役員会で承認を得たもの

③育友会からの提案 育友会役員会で承認を得たもの

④職員からの提案 企画委員会、職員会の承認を得たもの

(5) 議決

会議は全議員の過半数の出席をもって成立し、委任状も含め過半数の賛成が得られたものを学校長に提案する。

上記の4つからの提案があった場合、職員会で報告される。その後、学校長の了解を得たうえ、「生徒心得検討委員会」に提案され審議される。その改定案は、企画委員会、職員会を経て、学校長が決定する。

(6) 特別承認について

法令や規則等の変化、また現状に合わせた文言の追記、修正については、教頭より企画委員会に 提案され、職員会議の承認、統一生徒議会(5,7,9,12月開催)に提示され、承認を得ら れたものは学校長の判断で、追加修正できる。また、その条項は育友会、同窓会、学校運営協議 会に報告する。

岐阜県立飛騨高山高等学校

『生徒心得改定の手順』

